

奈良岡功大サポーターズクラブ会則

(名称)

第1条 この後援会は、「奈良岡功大サポーターズクラブ」(以下「本会」という。)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を次の所在地に置く。

〒038-1311 青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村 138-5

トータルプロジェクト内「奈良岡功大サポーターズクラブ事務局」

(目的)

第3条 青森市浪岡地区出身の奈良岡功大選手(以下「本人」という。)がバドミントン日本代表選手として活動できるように応援・支援し、大会での活躍を祈念するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 本人の選手活動に対する物心両面にわたる支援
- (2) 本人の選手活動の広報・宣伝・応援活動
- (3) 本人の選手活動を支援するための会費の募集活動
- (4) 会員相互の親睦を図る活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同する個人、法人及び団体を持って構成する。

(入会及び脱会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の申込手続きと会費を納入することで会員になることができる。

- 2 会費は年会費とし本会会計年度として月割はしない。
- 3 年会費は個人会員一口5,000円(何口でも可)とする。
- 4 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
- 5 会費の納入期日は当該年度の3月末日とする。
- 6 会員資格の継続は、支払期限内に年会費を納めることにより年度会員継続と認める。
- 7 納入された会費はいかなる場合においても返還は行わない。
- 8 会員が本規定に違反し、または本会の名誉を毀損する行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。
- 9 個人、法人及び団体において入会審査を必要とする場合は、役員会の決議を持って決定とする。

(会計)

第7条 本会の事業年度、会計年度は4月1日から始まり3月31日に終わる。ただし、設立年度については設立日から3月31日とする。

- 2 本会の活動経費は会費と寄付金、その他の収入で賄う。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1)会長、(2)副会長、(3)幹事長、(4)副幹事長、(5)理事、(6)会計監査、(7)会計、(8)事務局

2 役員は無報酬とする。

3 上記役員とは別に、相談役および顧問を若干名置くことができる。

(変更)

第9条 本会則に変更があった場合は、速やかに告知するものとする。

(会則の改廃)

第10条 本会則の改廃は、総会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は令和6年5月9日とする。

附 則 本会則は令和6年5月9日から施行する

奈良岡功大サポーターズクラブ

役員名簿（案）

1. 会 長 森内 之保留（青森県議会議員）
2. 副 会 長 長谷川 章悦（青森市議会議員）
館山 善也（青森市議会議員）
西塚 育英（浪岡川土地改良区理事長）
石村 明男（(有)石村興産代表取締役）
兼平 正俊（(有)兼平商事代表取締役）
佐藤 芳仁（青森県小学生バドミントン連盟会長）
3. 幹 事 長 三上 鉄則（(有)三鉄建設代表取締役）
4. 副幹事長 山田 純爾（(株)山印造園土木代表取締役）
山田 積成（(有)山田自動車整備工業専務取締役）
齋藤 大地（(有)石村興産専務）
5. 理 事 福士 浩貴
小笠原 敦（(有)小笠原重機建設代表取締役）
鎌田 謙也（(株)保険サービスあおもり代表取締役）
赤石 拓哉（赤石行政書士事務所代表）
三上 恵史（浪岡経営者会会長）
有馬 拓哉（青森市浪岡商工会青年部部長）
後藤 孝範（青森市教育委員会事務局指導課長）
角田 毅（青森市教育委員会事務局学務課長）
鹿内 裕一（青森市教育委員会事務局指導課指導主事）
箱田 憲哉（青森県立浪岡高等学校校長）
木村 文俊（青森市立浪岡中学校校長）
福士 竜也（青森市立浪岡南小学校校長）
太田 昌幸（浪岡ジュニアバドミントンクラブ父母・後援会総務）
6. 相 談 役 一戸 善正（青森市浪岡商工会会長）
7. 事 務 局 小笠原 正浩（トータルプロジェクト所属）
山下 翼（青森市立浪岡中学校バドミントン部顧問）
8. 会 計 奈良岡 みゆき（トータルプロジェクト所属）